

## 旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会開催要綱

### (趣旨)

第1条 将来にわたり子どもたちが運動やスポーツに継続して親しむことができる環境の整備・構築を目指し、市内の中学校に設置されている運動部活動の地域移行について、学識経験者や学校関係者、スポーツ団体関係者の意見を聴くため、旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

### (職務)

第2条 懇話会は、市内の中学校に設置されている運動部活動の地域移行についての意見交換等を行う。

### (参加者)

第3条 懇話会の参加者は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) スポーツ団体関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 懇話会の参加者は、8人以内とする。

3 懇話会への参加期間は、市長が依頼した日から令和6年3月31日までとする。

### (謝礼)

第4条 懇話会の参加者への謝礼金の額は、日額1,000円とする。

### (会議の進行)

第5条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、観光スポーツ交流部スポーツ課長が定める。

### 附則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。